

## 監査報告書

2024年6月7日

特定非営利活動法人アスイク  
代表理事 大橋 雄介 様

監事 河合将生



私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人アスイクの2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の業務監査及び会計監査を以下のように行いました。

### 【監査方法及びその内容】

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて質問を行って説明を求めました。また、監査当日の監査については、ビデオライブ会議とデータ共有の方法により、業務及び財産の状況を調査いたしました。

業務監査については、法人全体と各事業の報告、総会・理事会議事録等の資料類、契約書類や各種規程類など重要な決裁書類等を閲覧し、組織体制や職務分掌・権限、人事・労務の状況について聞き取りと書類確認を行い、以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告と業務の執行状況について確認いたしました。

さらに、会計監査においては、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(活動計算書、貸借対照表、財産目録、財務諸表の注記)及びその関連書類、帳票類(現金出納帳、預金通帳、伝票と領収書等)について閲覧、照合と実査、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

### 【監査報告】

#### (1)業務監査(事業報告等)

- ① 理事の業務執行は、法令・定款及び事業計画に基づき適正に執行され、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実はないことが認められました。
- ② 事業報告等は、業務の状況を正しく示しているものと認めます。

#### (2)会計監査(計算関係書類及び財産目録等)

NPO 法人会計基準に準拠して、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況などすべての重要な点において、財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。